

# 施策集

# 児童手当制度改正準備事業（仮称）（子ども・子育て支援事業費補助金）

成育局 成育環境課 児童手当管理室

令和5年度補正予算：232億円

## 1 事業の概要及び内容

○ 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づく、令和6年度の児童手当制度の見直しの円滑な実施に向けて、地方自治体が業務システムの改修等を行う場合に、当該取組みに要する臨時的な経費について奨励的な助成を行う。

- 「こども未来戦略方針」で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」において、児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、
  - ・ 所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。
  - ・ 児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。との方針が示され、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中（令和6年度中）に実施できるよう検討することとされている。
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「2024年10月の施行を予定している児童手当の抜本的拡充について、手当の支払月を年3回から隔月の年6回とする法改正を併せて行い、拡充後の初回支給を2025年2月から2024年12月に前倒す。」こととされている。

## 2 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【負担割合】 定額（国10/10相当）

【補助基準額案】 小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう設定

# こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算：91億円

## 1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

## 2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

## 3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

## 1. 施策の目的

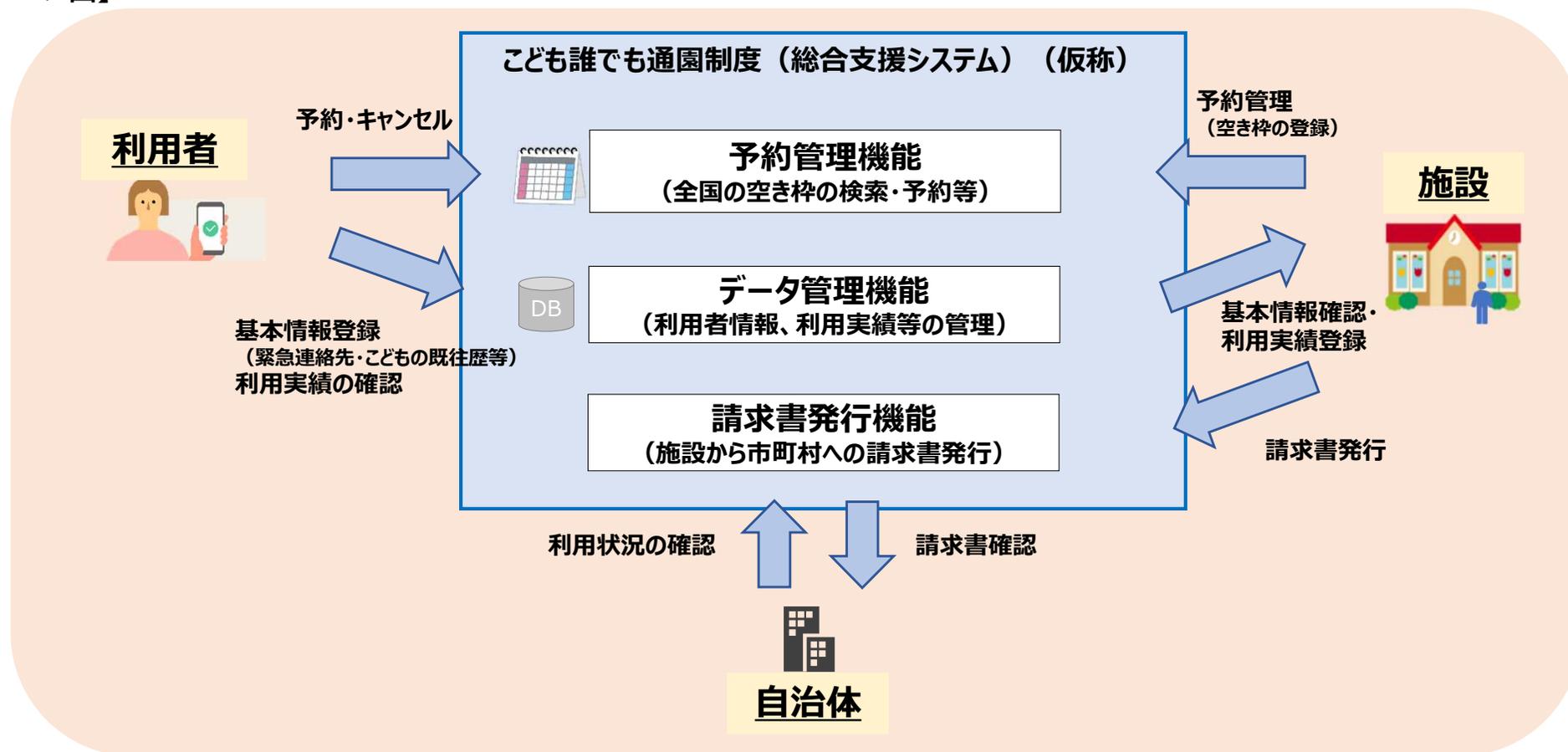
- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

## 2. 施策の内容

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

### 【イメージ図】



## 1 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。  
※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

## 2 事業の概要

### ◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

### ◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

#### ① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

#### ② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

### ◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

## 4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：① 4,000円/人（原則として個別健診）  
② 3,000円/人（原則として集団健診）

## 1 事業の目的

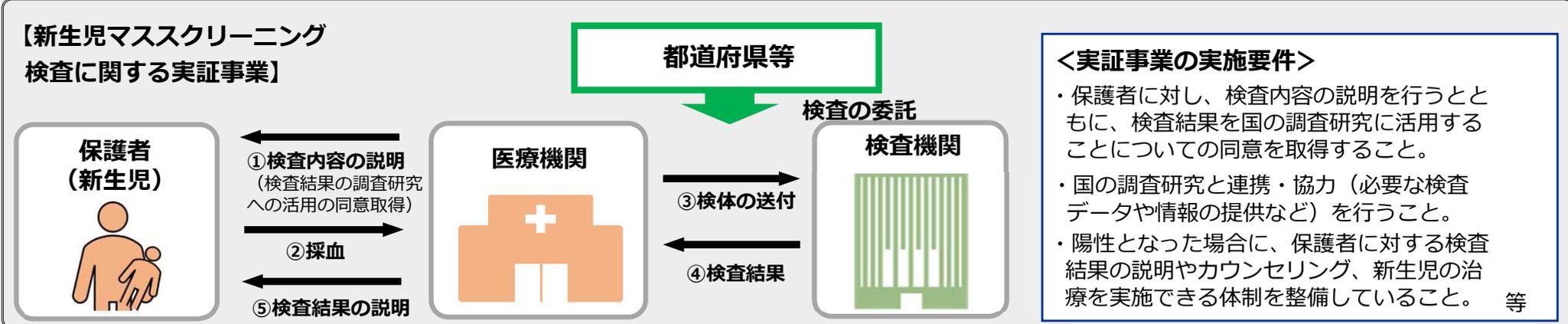
○ 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象にマススクリーニング検査が実施されているところであるが、近年、治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において調査研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝子カウンセリングの課題に関する対応策を得ることとしている。こうした中で、都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA（※））を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うことで、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。

（※）SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。  
SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

## 2 事業の概要・スキーム

### ◆ 事業内容

都道府県、指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究（こども家庭科学研究）と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行う。



連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）

### 【国の調査研究（こども家庭科学研究）】令和5～7年度

- ・地域における検査・診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等の整備の状況の把握
- ・保護者向けの情報提供資料又は説明文書の作成 など

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県、指定都市1/2

## 4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：こども家庭庁が必要と認める額
- ※検査に関する説明等を含む。

## 1 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要「居場所づくりコーディネーター（仮称）」の配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を集中的に推進するため、地方自治体が行うこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して、3年間で集中して支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

### (2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・ こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等



### (3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。

### (4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
- ・ 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設
- ・ がんや難病等のこどもを支える「こどもホスピス」の支援 等

## 3 実施主体等

### (1) 実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 5,458千円  
 1 特別区・中核市あたり 3,434千円  
 1 市町村あたり 1,948千円

### (2) 広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 4,133千円  
 1 特別区・中核市あたり 3,885千円  
 1 市町村あたり 2,130千円

### (3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

i) コーディネーター配置

1 市区町村あたり 15,200千円（3名以上配置の場合）  
 10,259千円（2名配置の場合）  
 5,318千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

### (4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

## 1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

## 2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

### ○地域こどもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業  
（補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】  
（補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）  
（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）  
（補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業  
（補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）

### ○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

### 福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

#### 食事の提供



#### 体験の提供



#### こども用品の提供



#### 発見

#### 連携

#### 市区町村

こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

要保護児童対策地域協議会

支援が必要な子ども

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

## 1. 事業の目的

- 進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもに対して、**受験料、模試費用の補助**を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、**長期休暇の学習支援の費用加算**を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図る。

## 2. 事業の概要（拡充内容）

### ①受験料

大学等を受験する際に必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・ 高校3年生：53,000円上限

### ②模試費用

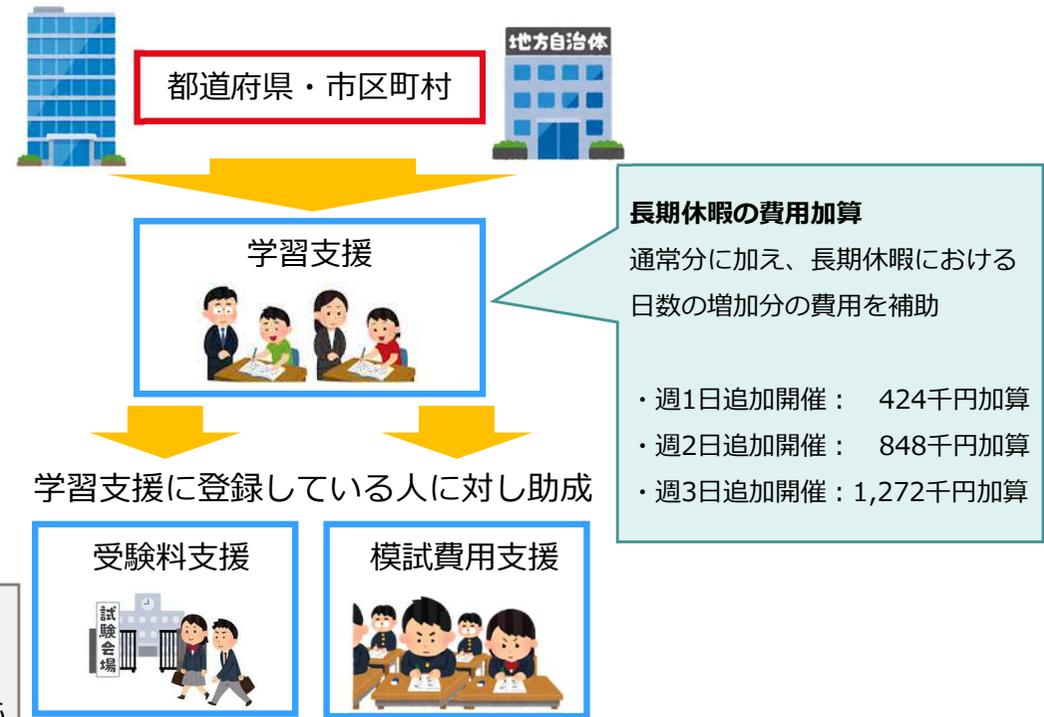
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・ 高校3年生：8,000円上限
- ・ 中学3年生：6,000円上限

### ③長期休暇の学習支援の費用加算

長期休暇における、学習支援の回数加算に伴う必要な費用を支弁する。

- ※ ①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者
- ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
  - イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等している子ども



## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

令和5年度補正予算：2.7億円

## 1 事業の目的

- 親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付などに基づく生活援助物資を自宅等にアウトリーチ型で届けることにより、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、援助をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした事業を創設する。
- まずは、モデル事業として創設。今後モデル事業の成果も踏まえつつ補助事業として展開していくことを想定。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業内容】

- ①生活援助物資の配布・配送  
生活援助物資（食料、生理用品等の生活必需品や学用品）の保管場所の貸借に係る費用、寄付元の企業から保管場所への輸送費用、保管場所から事業対象である若者宅への配送料、事業の告知・受付等に要する費用などの事業費のほか、寄付元となる企業等の開拓・調整等の事業推進に携わる支援者（コーディネーター）の人件費を補助する。
- ②相談支援員の配置  
上記①の実施と連携して相談援助を行う支援者を配置する際、その人件費に相当する額の加算を講じる。

### 【対象者】

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する若者又はそのおそれのある若者（下記a～cに該当する者に限る）

- a) 専門学校や大学等に入学後1年以内の者 b) 定時制高校または通信制高校を卒業後1年以内の者等 c) 大学や専門学校等を卒業後1年以内の者

## 3 実施主体

都道府県または指定都市（NPO等の民間団体へ委託することを想定）

## 4 補助率

都道府県、指定都市 10/10（※モデル事業）

# アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対象児童等見守り強化事業」の拡充】

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業補助金>

令和5年度補正予算：7.5億円

## 1 事業の目的

- 市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげる、「支援対象児童等見守り強化事業」を見直し、おむつ配布を含む宅食タイプのアウトリーチ型を強化する。
- こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

<現行>

「支援対象児童等見守り強化事業」

- こども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

<見直し>

「アウトリーチ支援・宅食事業」

- ① アウトリーチ型の強化
  - ・おむつ等の消耗品費をはじめとした巡回活動費の強化
- ② 都道府県を介した中間支援法人の活用
- ③ 実施形態の見直し
  - ・こども自身が申請できる仕組み

## 3 実施主体

- ① 市区町村
- ② 都道府県

## 4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業：国2/3、都道府県、市区町村：1/3

## 5 補助単価案

- ① 巡回活動費強化 1か所あたり 5,218千円
- ② 中間支援法人活用 1都道府県あたり 60,000千円
- ③ 周知啓発経費(②の加算) 1都道府県あたり 28千円

# こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業補助金>

令和5年度補正予算：2.2億円

## 1 事業の目的

- こどもたちにとって、虐待など家庭内での困りごとを、普段接点がないこども家庭センターに相談することはハードルが高いことから、こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるためには、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）と連携して、こども家庭センターにこどもたちがアクセスしやすい環境を整備することが必要である。
- また、こどもからのSOSをこども家庭センターをはじめとする関係機関でしっかりと受け止められる体制を整備するとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、こども家庭センターにおける専門人材の活用を促進する。

## 2 事業の概要・スキーム

- ① こどもの関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）との連携・相談体制の整備  
以下の取組を実施することも家庭センターに必要な経費を補助する。
  - ・ こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当することも担当相談員の配置。
- ② こどものニーズに応じた相談支援の実施のための専門人材の活用促進
  - ・ こども家庭センターに公認心理士・精神保健福祉士等の外部専門職の派遣・配置を行う場合の費用を補助。

## 3 実施主体

市区町村

## 4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業： 国1/2、市区町村：1/2

## 5 補助単価案

- ① こども担当相談員配置 2,715千円／人（1市区町村最大2名）
- ② 専門人材活用促進 1市区町村あたり 2,983千円

## 1 事業の目的

- 児童相談所においては、これまでも、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきているが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。
  - ※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が51%、勤務年数3年未満の児童心理司が48%（いずれも令和4年4月時点）
  - ※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。  
（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）
- 今後、昨年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所が子どもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業内容】

#### ①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護所保育士、児童指導員）の魅力発信【採用支援】
- ・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】

#### ②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

- 各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援【人材定着支援】

#### ③VR等を活用した研修システムの作成

- 全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。  
【人材育成支援】

## 3 実施主体等

【実施主体】①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：横浜市及び明石市（虐待・思春期問題情報研修センター事業）

【補助割合】①：国10/10 ②：国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2） ③：国10/10

# 地域障害児支援体制強化事業

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

15億円

## 1 事業の目的

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### ① 児童発達支援センターの機能強化等

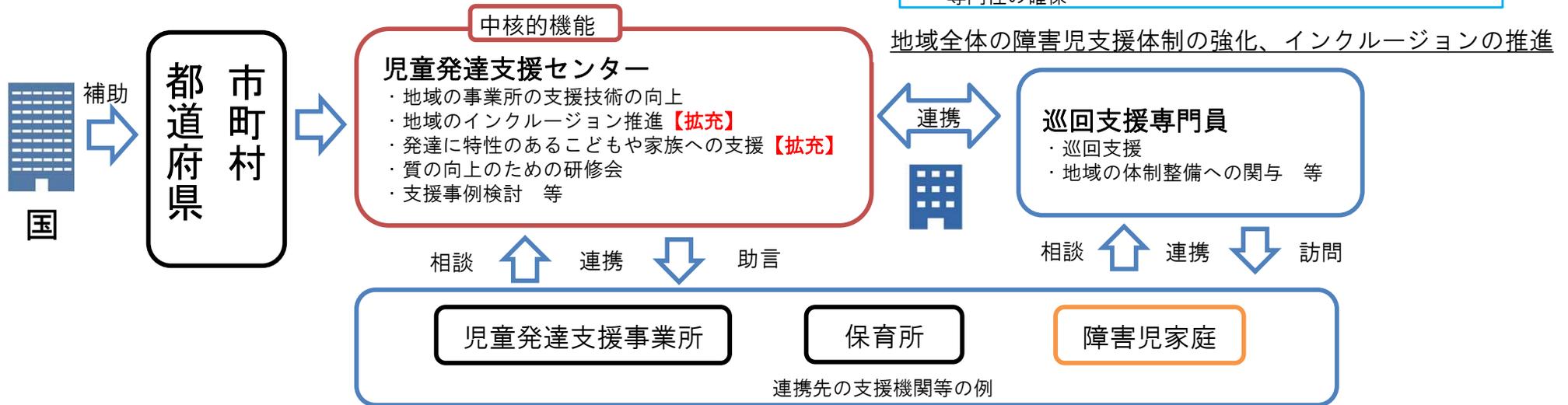
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・ 児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・ 地域の事業所の支援技術の向上
- ・ 地域のインクルージョン推進のための事業
- ・ 発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業
- ・ 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

### ② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・ 巡回等の活動計画の作成
- ・ 巡回等支援
- ・ 戸別訪問等
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域の体制整備への関与
- ・ 専門性の確保



## 3 実施主体等

都道府県・市町村

## 4 補助率

市町村事業：国1/2、市町村1/2  
※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる  
都道府県事業：国1/2、都道府県1/2

## 5 拡充内容

- 地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組の推進。
- 乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組の推進。

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

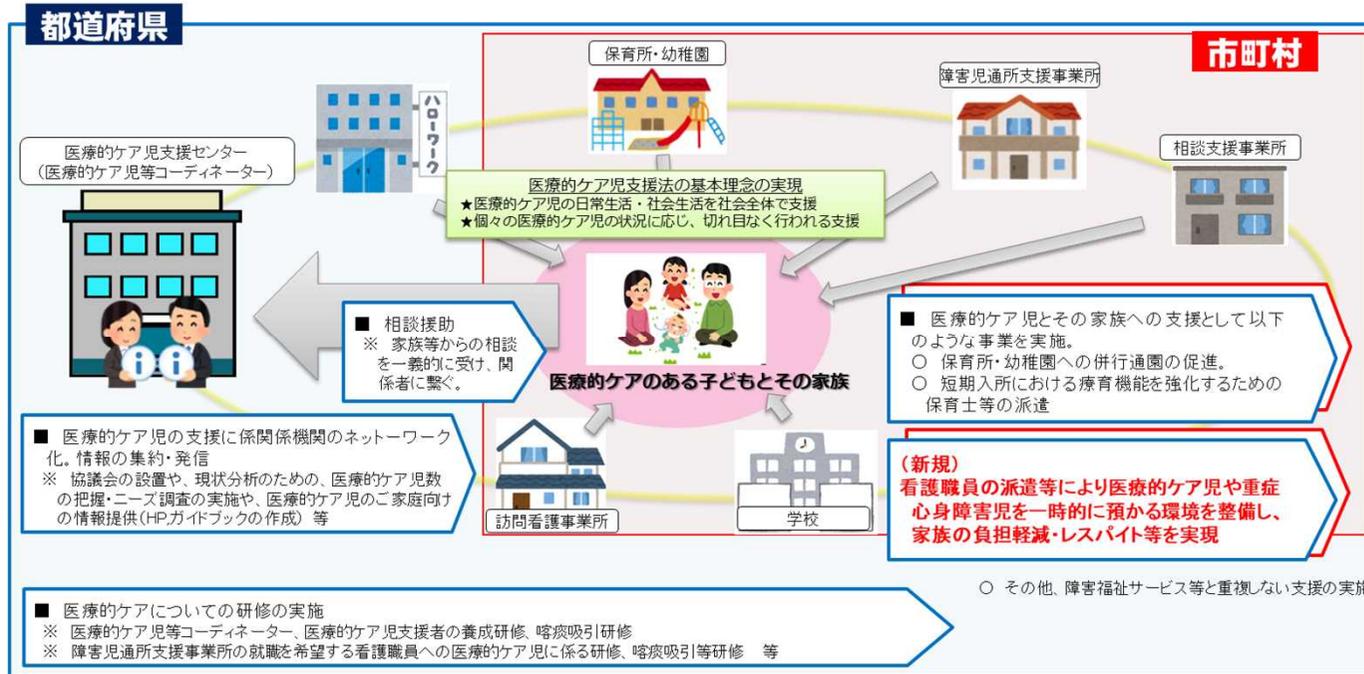
7.6億円

## 1 事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



## 3 実施主体

都道府県・市町村

※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ

## 4 補助率

国 1/2、都道府県 1/2  
又は市町村 1/2

## 5 拡充内容

- 家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備する。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算 5.2億円

## 1. 施策の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

## 2. 施策の内容

### ＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



体制整備等

### ＜自治体＞

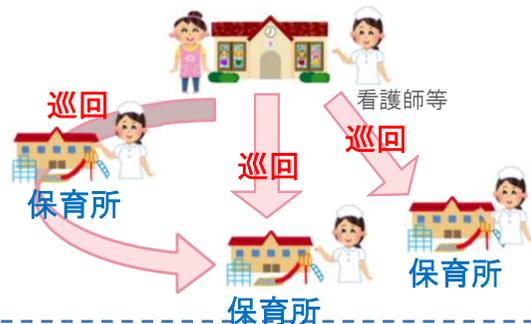
検討会の設置



ガイドラインの策定

【自治体による看護師確保】自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、**効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う。**

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。



## 3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】

- 基本分単価
  - ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円  
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算、**さらに効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設。(1自治体あたり5,010千円)【拡充】**)
- 加算分単価
  - ② 研修の受講支援【拡充】 1施設当たり 300千円  
**※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。**
  - ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,232千円
  - ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,232千円  
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
  - ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円
  - ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
  - ⑦ **医療的ケア児の備品補助【拡充】 1施設当たり 10万円**  
(医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)
  - ⑧ **災害対策備品整備【拡充】 1施設当たり 10万円**  
(災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)  
**※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。**

【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2  
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

\* 医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ  
3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3

国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

1.4億円

## 1 事業の目的

近年のこどもの発達の特性の認知の社会的広がりにより、幼少期に発達支援につながるようになってきた一方で、こどもの発達の特性への対応を専門とする医師の不足等が要因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月も待たされる中で、スムーズに支援につながらないという実情がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することで、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進める。

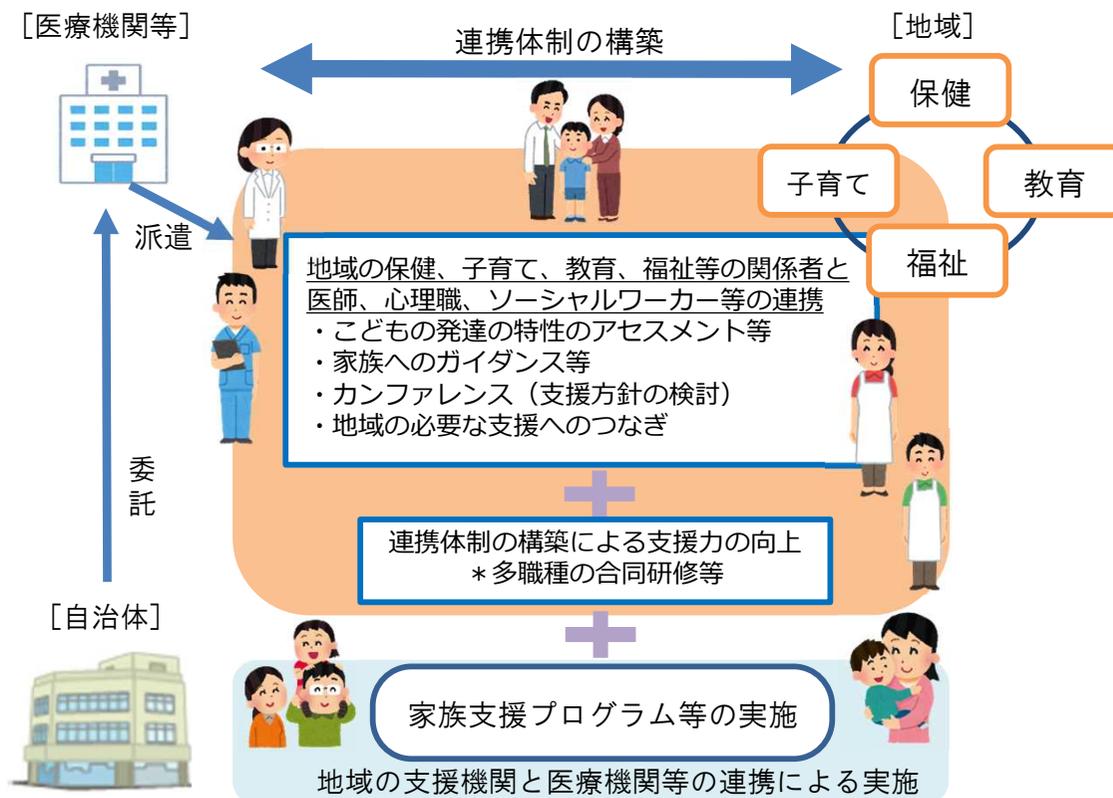
## 2 事業の概要・スキーム

発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。

また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

### 【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等、障害児通所事業所の関係者等とのカンファレンスを実施することを通して、こどもの発達特性の見立てを共有し、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



## 3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

## 4 補助率

国 1 / 2, 都道府県等 1 / 2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

0.5億円

## 1 事業の目的

令和6年4月1日の改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

## 2 事業の概要・スキーム

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

### ○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

### ○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

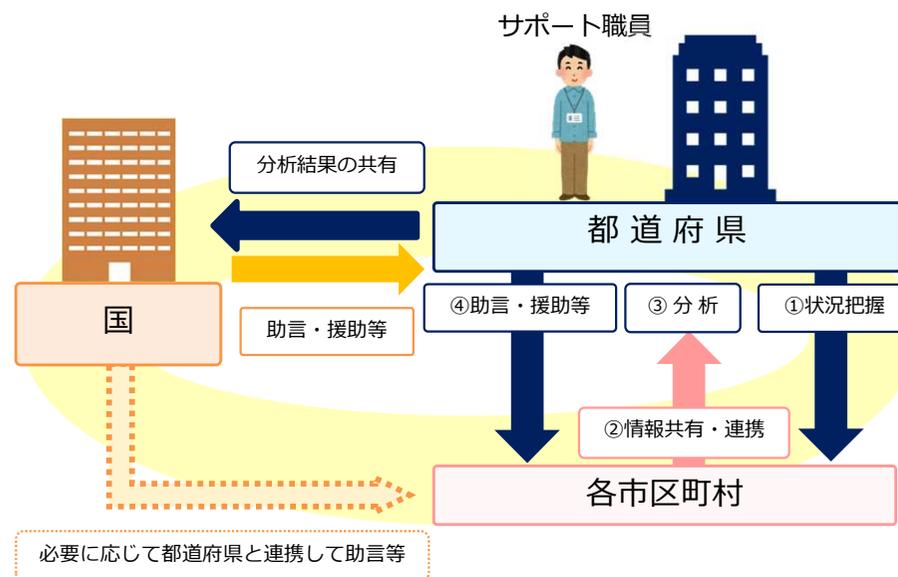
(例)

- ・児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- ・保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- ・母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- ・障害児相談の体制整備の状況も踏まえた支給決定の状況 等

### ○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、管内の現状や課題等について情報共有を行うため、市区町村向け説明会の開催や市区町村に対する助言・援助等を行う（状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携）

### サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

## 3 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

## 4 補助率

国 10/10

# こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革に向けた戦略的広報

長官官房 総務課（※2（2）のみ長官官房 参事官（総合政策担当））

令和5年度補正予算：6.1億円  
（うちデジタル庁一括計上予算：0.7億円）

## 1 事業の目的

- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々などを応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある。
- この意識改革のための取組として、「こどもまんなかアクション」を展開するとともに、国民のニーズを踏まえた施策を進めるための戦略的広報等を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

### （1）こどもまんなかアクションの推進

地方自治体、企業、個人などによる「こどもまんなか応援サポーター」の自主的な取組を推進するため、メディア、SNS、イベント・シンポジウムを通じて情報発信を実施する。

### （2）若者団体に関する調査研究

「こどもまんなか社会」の実現に向け、若者が主体的に活動して社会に参画する団体についての国内外での取組事例等に関する調査研究を実施する。

### （3）こどもの意見聴取のためのこども家庭庁HP機能向上

こども向けWEBサイトについて、「こども若者★いけんぷらす」メンバー等へのわかりやすい情報発信や参加機会を拡充するための機能向上を行う。



## 3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

## 1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- **今般、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、対象事業の追加を行い、試行的事業の実施事業所の整備を可能とする。**

## 2. 施策の内容

### 【対象事業】

- ・ 保育所整備事業 ・ 幼保連携型認定こども園整備事業 ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業 ・ 小規模保育整備事業 ・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業
- ・ **こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所整備事業 ※新規追加**

## 3. 補正予算の要求内容

- ・ 新子育て安心プランに基づく受け皿整備等 ⇒ 255億円
- ・ 国土強靱化5か年加速化計画に基づき、保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等 ⇒ 29億円
- ・ こども誰でも通園制度の受け皿整備 ⇒ 34億円

## 4. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村  
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設、**こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所** 等  
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

### 【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4  
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（公立） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※**こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所の補助率は国1／2、設置者（市区町村）1／2。**

## 1. 施策の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

## 2. 施策の内容

- 【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業  
 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業  
 (5) 家庭的保育改修等支援事業 (6) こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所改修等支援事業

## 3. 補正予算の要求内容

- ・新子育て安心プランに基づく受け皿整備等 ⇒ 15億円
- ・こども誰でも通園制度の受け皿整備 ⇒ 3億円

## 4. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

|         |                    |          |                           |
|---------|--------------------|----------|---------------------------|
| 1 施設当たり | 利用（増加）定員19名以下      | 15,210千円 | （ ① 20,280千円、② 23,322千円 ） |
|         | 利用（増加）定員20名以上59名以下 | 27,378千円 | （ ① 32,448千円、② 35,490千円 ） |
|         | 利用（増加）定員60名以上      | 55,770千円 | （ ① 60,840千円、② 63,882千円 ） |

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 （ ① 32,448千円 ）

(2) 1 事業所当たり 22,308千円 （ ① 32,448千円、② 35,490千円 ）

(3) 1 施設当たり 22,308千円 （ ① 32,448千円、② 35,490千円 ）

(4) 1 施設当たり 32,448千円 （ ② 35,490千円 ）

(5) 保育所で行う場合 1 か所当たり 22,308千円 （ ① 32,448千円、② 35,490千円 ）

保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,434千円

(6) 1 事業所当たり 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【補助割合】 (1)～(4)、(6) ※(6)は私立の場合 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4  
 (5)、(6) ※(6)は公立の場合 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 (5) 国：2/3、市区町村：1/3

## 1 事業の目的

- 放課後児童クラブの整備を更に加速化させるため、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、待機児童の早期の解消を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

- 待機児童が発生している市町村等（※）において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援施設整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要があることから、施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

※ 以下に該当する市町村（国庫補助率嵩上げ要件）

- ① 当該市町村において放課後児童健全育成事業若しくは保育所等の利用に係る待機児童が既に発生している若しくは当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること
- ② 当該市町村が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けていること

## 3 事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

## 4 実施主体

- 市町村（特別区を含む。）

## 5 補助率

- 定額（10/10相当）  
※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

## 事業イメージ

（子ども・子育て支援施設整備交付金）

|               |      |                 |               |               |              |
|---------------|------|-----------------|---------------|---------------|--------------|
| ①通常の補助割合      | (公立) | 国(拠出金)<br>(1/3) | 都道府県<br>(1/3) | 市町村<br>(1/3)  |              |
|               | (私立) | 国(拠出金)<br>(2/9) | 都道府県<br>(2/9) | 市町村<br>(2/9)  | 設置者<br>(1/3) |
| ②補助率嵩上げ後の補助割合 | (公立) | 国<br>(2/3)      |               | 都道府県<br>(1/6) | 市町村<br>(1/6) |
|               | (私立) | 国<br>(1/2)      | 都道府県<br>(1/8) | 市町村<br>(1/8)  | 設置者<br>(1/4) |

※待機児童が発生している市町村等の場合に国庫補助率を嵩上げ

|                      |      |            |                        |  |                |               |
|----------------------|------|------------|------------------------|--|----------------|---------------|
| ③放課後児童クラブ整備促進事業による支援 | (公立) | 国<br>(2/3) | 促進事業による支援<br>(国：10/10) |  | 都道府県<br>(1/12) | 市町村<br>(1/12) |
|                      | (私立) | 国<br>(1/2) | 促進事業による支援<br>(国：10/10) |  | 都道府県<br>(1/16) | 市町村<br>(1/16) |

※待機児童が発生している市町村等が対象

（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

|            | 国   | 都道府県 | 市町村  |
|------------|-----|------|------|
| ①通常        | 1/3 | 1/3  | 1/3  |
| ②嵩上げ後      | 2/3 | 1/6  | 1/6  |
| ③整備促進事業活用後 | 5/6 | 1/12 | 1/12 |

自治体の負担割合を  
1/2軽減

（本事業を活用した場合の私立の場合の実質の補助割合）

|            | 国   | 都道府県 | 市町村  | 設置者 |
|------------|-----|------|------|-----|
| ①通常        | 2/9 | 2/9  | 2/9  | 1/3 |
| ②嵩上げ後      | 1/2 | 1/8  | 1/8  | 1/4 |
| ③整備促進事業活用後 | 5/8 | 1/16 | 1/16 | 1/4 |

自治体の負担割合を  
1/2軽減

令和5年度補正予算：620億円

## 趣旨・目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

## 事業の内容

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行う。

(参考) 令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月→4.5月)

## 実施主体等

【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員

【実施主体】 市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※事業主拠出金充当後の負担割合

# 出産子育て応援交付金調査研究委託費（仮称）

成育局 成育環境課

令和5年度補正予算：1.2億円

## 1 事業の目的

- 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的として、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施している。
- 出産・子育て応援交付金は、こども未来戦略方針において以下のとおり記載されており、デジタル化も念頭に置きつつ制度化の検討を進める必要があることから、調査研究によりデジタル化の手法及びシステムの仕様等を検討することを目的とする。

「こども未来戦略方針」（抜粋）～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～ 令和5年6月13日

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(2) 出産等の経済的負担の軽減

～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- （略）令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、制度化等を検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。

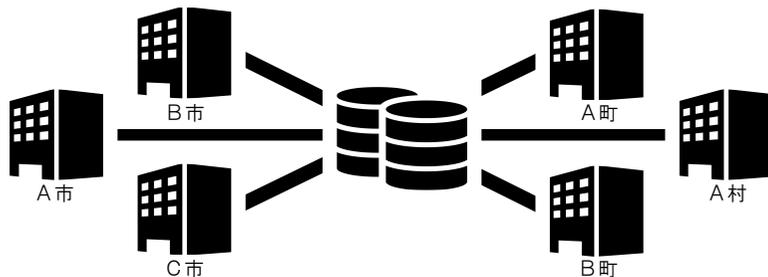
2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

- 里帰り出産や転居した場合を念頭に、令和5年度子ども・子育て調査研究も踏まえつつ、出産・子育て応援交付金における出産・子育て応援給付金の支給状況や伴走型相談支援の面談等の相談記録等を、自治体間の情報連携できるシステムの仕様を検討し、仕様書を作成する。



### 【システムの活用例】

- ・ 里帰り出産の場合において、住民票所在市町村と里帰り先市町村における、出産応援ギフトの給付の際の面談等の相談記録の共有
- ・ 出産・子育て応援ギフトの受給対象者が転居した場合における、転居元市町村と転居後市町村におけるギフトの受給状況の確認 等

## 3 実施主体

民間団体（公募により決定）

# 地域の実情や課題に応じた少子化対策（地域少子化対策重点推進交付金）

長官官房 参事官（総合政策担当）

令和5年度補正予算：90億円

## 1 事業の目的

- 深刻さを増す少子化に効果的に対策を講じていくためには、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

## 2 事業の概要・スキーム

### ① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援する。

#### （1）地域結婚支援重点推進事業

・一般メニュー（補助率：2/3）

結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等

・重点メニュー（補助率：3/4）

自治体間連携を伴う取組、AIを始めとするマッチングシステムの高度化、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実 等

#### （2）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

#### （3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

・一般メニュー（補助率：1/2）

男性の家事・育児参画促進、結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等

・重点メニュー（補助率：2/3）

自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験 等

### ② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

・一般コース（補助率：1/2）

・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円

夫婦共に39歳以下（上記世帯を除く）：30万円

## 3 実施主体等

### ① 地域少子化対策重点推進事業

都道府県、市区町村等

### ② 結婚新生活支援事業

都道府県、市区町村等

## 1 事業の目的

- 地方公共団体における、子どもや家庭に関する教育や福祉等のデータを分野を越えて連携させることを通じて、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、支援が必要な子どもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（子どもデータ連携）を推進する。

## 2 事業の概要

### 1. 地方公共団体における実証事業

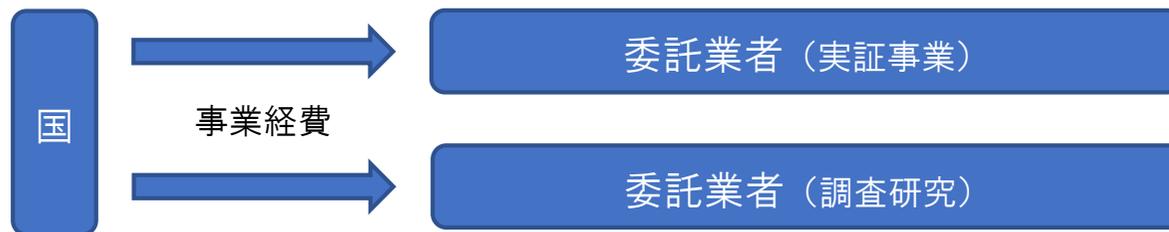
地方公共団体において、今後のガイドライン作成に活用できるよう、子どもデータ連携の実証事業を実施することを通じて、地方公共団体の様々な創意工夫によって生まれる知見を得るとともに、取組を汎用的な形で広げるためのモデルの検証・課題抽出を行う。

### 2. 調査研究事業

実証事業で得られた成果等を基に全国の地方公共団体の取組に資する知見を整理しガイドラインへの反映を図るとともに、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化との対応関係や、個人情報の適正な取扱いの確保等の課題を調査・整理し、対応方策等を検討する。

※本実証事業を活用し、出来る限り早期に地方公共団体が参照できるガイドラインを作成する。その上で令和7年度を目途に、そうした成果を活用した地方公共団体による本格的な子どもデータ連携の取組を支援していくことを想定。

## 3 資金の流れ



令和5年度補正予算：1.3億円

## 1 事業の目的

- 子ども基本法(令和4年法律第77号)第10条において、都道府県・市町村は、子ども大綱を勘案して、当該自治体における子ども施策についての計画(以下「自治体子ども計画」という。)を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他の子どもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 自治体子ども計画の策定経費を支援するとともに、横展開を図ることにより、自治体子ども計画の策定を加速し、令和8年度には完了することを目指す。

## 2 事業の概要・スキーム

自治体が行う、子ども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえた子ども計画の策定経費に対し支援するもの。本年12月には、子ども大綱が策定されるため、これを受けて、地方自治体において、自治体子ども計画の検討が本格化するところ、早期に子ども計画の策定を進める自治体を重点的に支援する。

## 3 実施主体

都道府県及び市区町村

## 4 補助率

補助率1/2（国1/2、都道府県及び市区町村1/2）

# 保育士修学資金貸付等事業

成育局 成育基盤企画課

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和5年度補正予算：41億円

## 1 事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

|   |  |  |
|---|--|--|
| 1. 保育士修学資金貸付<br>(個人向け)                    | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</li><li>○ 卒業後、5年間の実務従事(貸付を受けた都道府県の施設)により返還を免除<br/>※貸付決定者数 4,581人(令和4年度実績)</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 貸付額(上限)<ul style="list-style-type: none"><li>ア 学費 5万円(月額)</li><li>イ 入学準備金 20万円(初回に限る)</li><li>ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)</li><li>エ 生活費加算 4~5万円程度(月額)</li></ul></li><li>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</li><li>※貸付期間：最長2年間</li></ul> |
| 2. 保育補助者雇上支援<br>(事業者向け)<br>※幼保連携型認定こども園対象 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減</li><li>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付</li><li>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除<br/>※貸付決定者数 130人(令和4年度実績)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額)<br/>※貸付期間：最長3年間</li><li>○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額)<br/>※貸付期間：最長3年間</li></ul>   |
| 3. 未就学児をもつ保育士の<br>保育所復帰支援<br>(個人向け)       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進</li><li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除<br/>※貸付決定者数 1,305人(令和4年度実績)</li></ul>   | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)<br/>※貸付期間：1年間</li></ul>   |
| 4. 潜在保育士の再就職支援<br>(個人向け)                  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</li><li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除<br/>※貸付決定者数 1,447人(令和4年度実績)</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円</li></ul>   |
| 5. 未就学児を持つ保育士の<br>子どもの預かり支援<br>(個人向け)     | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</li><li>○ 2年間の勤務により返還を免除<br/>※貸付決定者数 7人(令和4年度実績)</li></ul>   | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額<br/>※貸付期間：2年間</li></ul>  |

## 3 実施主体

都道府県・指定都市

## 4 補助率

国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

## 1 事業の目的

- 保育士等の処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。
- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、**費用の使途の見える化を進め**、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める、とされたところ。

## 2 事業の概要

独立行政法人福祉医療機構が整備・運営を行う「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」を改修し、保育所等を運営する施設・事業者の経営情報について収集し、集計・分析の結果を公表できるようにする。また、子どものための教育・保育給付の予算要求においてデータの活用を図る。

### 【実施主体】

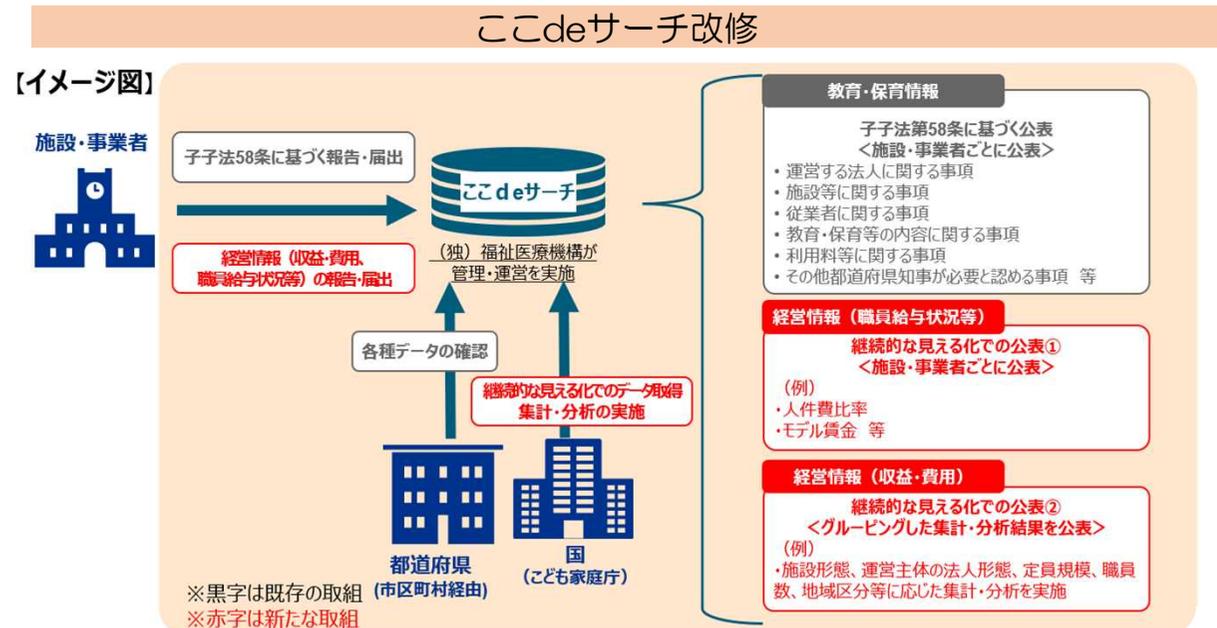
国から独立行政法人福祉医療機構へ補助

国

福祉医療機構

### 【補助率】

国10/10



令和5年度補正予算：1.2億円

## 1 事業の目的

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」（以下『育ちのヴィジョン』）の閣議決定を見据え、その認知拡大に加え、すべての人の具体的な取組を推進する必要がある。そのため、国民運動「こどもまんなかアクション」と連携し、「国民一人一人の具体的な行動促進」「地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成」「科学的知見の充実・普及」を一体的に推進。これらを3年間で集中的に実施し、各地域における自律的な取組につなげていくことですべての人の具体的な行動の促進を通じて社会の認識を共有し、すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ち（※）を支え、生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上を実現する。

※「はじめの100か月」の育ち：『育ちのヴィジョン』のキーワードとして、母親の妊娠期から、幼保小接続期（5歳児～小1）が概ね94か月～106か月であることに着目した概念。

## 2 事業の概要・スキーム

推進対象：こどもの誕生前から幼児期までの育ちに係る質充実に資する取組

### ① 国民一人一人の具体的な行動促進（具体的な行動に活かせるコンテンツ作成等）

#### ✓保護者・養育者

⇒こどもの育ちを見る視点や乳幼児との関わり方についての専門知も参考に「こどもの育ち」を学習できるハンドブック・動画等作成

#### ✓関心層（「こどもまんなか応援サポーター宣言」をする層含む）

⇒こどもの育ちに関する基礎知識と、具体的な行動のヒントになるガイドブック・動画等作成（→国民運動における「#こどもまんなかアクション」の充実）

それぞれの立場での  
具体的な行動を促進

### ② 地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成

地域等の特色を活かして、こどもの育ちに関する具体的活動を推進する人材（コーディネーター人材）を全国的に養成。そのため、

- ・期待される活動例や、実施に求められるスキルなどをまとめたハンドブックや動画教材等の研修コンテンツを開発するとともに、
- ・複数の実証地域等（※）を指定し、具体的活動を推進する先進事例を創出。

※実証地域等は「こどもまんなか応援サポーター宣言」実施を想定。地域を越えて効果的にその特色を活かして活動を推進できる場合は民間団体等も可。

### ③ 科学的知見の充実・普及（調査研究）

『育ちのヴィジョン』を踏まえ、日常生活や経験における幼児期までのこどもの育ちに係る質向上を促進する、科学的知見の充実及び普及を目的とする調査研究を実施。（テーマ例：外遊び、絵本、音楽・造形、スマホ・デジタル機器に係る推奨環境や留意点など）

国民運動「こどもまんなかアクション」と連携

## 3 実施主体等

【実施主体】民間企業・団体等

【委託】①民間企業等 ②全体統括事業者 及び自治体・民間団体等10か所程度（475万円/1件あたり） ③学術機関、民間企業等（計3件程度）

## 1 事業の目的

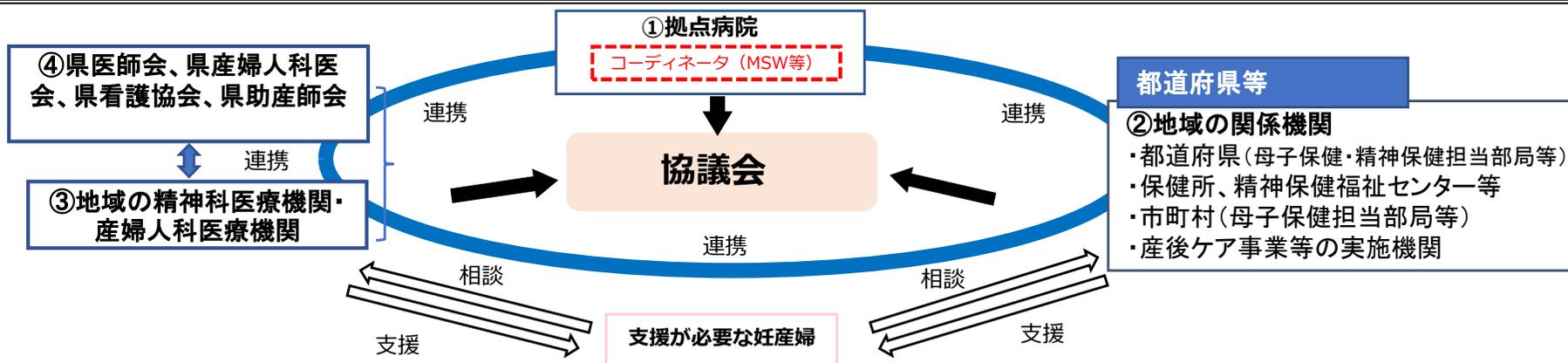
- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### ◆ 事業内容

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

## 4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：月額 1,317,000円

## 1. 事業の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

## 2. 事業の概要

### 【1】国⇒中間支援法人

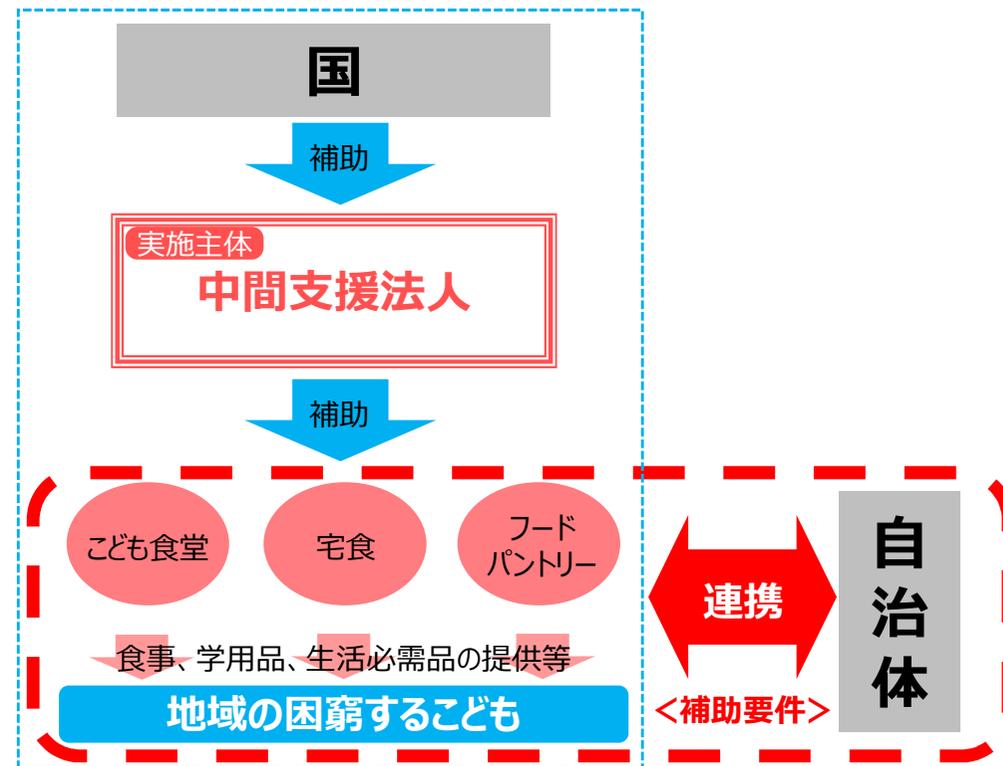
■子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

### 【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

### 【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

■ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



## 3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

## 1. 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 現在、実施中の調査研究事業において先進自治体の取組をまとめた事例集を作成し、周知することにより、自治体の効果的・効率的な実施を促進する。

## 2. 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



## 3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

## 1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

## 2 事業の概要

### (1)就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

#### 【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：2年間

### (2)進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

#### 【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：正規修学年数

#### 【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円(医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ)

貸付期間：正規修学年数

### (3)資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者

#### 【資格取得支援費貸付】

貸付額：資格取得に要する費用の実費(上限25万円)

※ 5年間就業を継続した場合は返還免除(資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除)

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

## 3 実施主体、補助率

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】 定額(国:9/10相当) ※ 都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

## 1. 事業の目的

改正児童福祉法の施行に伴い創設される施設・事業について、令和6年4月に円滑に施行できるよう、改修費や開設準備経費の支援を行う。

## 2. 事業の目的・概要

令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所への支援として、里親支援センターの改修費及び開設準備経費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所と妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

- ① 改修費（改修工事等の費用（施設整備費の対象になるものを除く））
  - ・ 里親支援センター
- ② 開設準備経費（備品購入費用等）
  - ・ 里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

## 3. 実施主体等

### 【実施主体】

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

（妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村）

### 【補助基準額】

（改修費）1か所当たり：800万円 （開設準備経費）1か所当たり：800万円

### 【補助率】

国：1/2（※）、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

（国：1/2、都道府県 1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4）

（※）里親支援センターの開設準備経費は、国：3/4とする。

また、一定の要件を満たす場合、里親支援センターの改修費に対する補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

（参考）令和6年度末までの「集中取組期間」における「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を策定し、要件（里親等委託率の見込値が①令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上、②令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して概ね3倍以上増加となっていること等）を満たす場合、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）を行っている。

令和5年度補正予算：40億円

## 1. 事業の目的

令和5年度人事院勧告に基づく、児童養護施設等に従事する職員の person 費にかかる追加所要額を支弁する。

## 2. 事業の概要

令和5年度人事院勧告に基づく person 費の追加所用額を計上するもの。



(参考) 令和5年人事院勧告  
人事院のモデル試算：定期昇給分と併せて、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

### 【対象施設等】

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親等

## 3. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

## 4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区：1/2  
国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4 (※)  
(※) 市及び福祉事務所設置町村が設置している母子生活支援施設の場合

# 次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局 参事官（事業調整担当）

令和5年度補正予算：62億円

## 1 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

- 少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった産後ケア事業の全国展開を図ることとしており、自治体の取組を推進するため、産後ケア事業にかかる整備費について、補助率を1/2→2/3に嵩上げを行う。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。
- 令和4年度改正児童福祉法の施行等  
令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（下記対象施設欄参照）の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について確保する。
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策  
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備等に必要な予算を確保する。

| 事業概要   | 整備内容  | 対象施設  |
|--|---|---|
| <b>①通常整備</b>   |   |   |
| 児童養護施設等の整備を実施する。   | 創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張<br>スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・助産施設</li> <li>・職員養成施設</li> <li>・自立援助ホーム</li> <li>・ファミリーホーム</li> <li>・一時預かり事業所</li> <li>・地域子育て支援拠点事業所</li> <li>・利用者支援事業所</li> <li>・子育て支援のための拠点施設</li> <li>・市区町村子ども家庭総合支援拠点</li> <li>・乳児院</li> <li>・母子生活支援施設</li> </ul>           |
|  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・児童家庭支援センター</li> <li>・児童厚生施設（児童館）</li> <li>・児童相談所一時保護施設</li> <li>・産後ケア事業を行う施設</li> <li>・障害児入所施設</li> <li>・児童発達支援センター</li> <li>・児童発達支援事業所</li> </ul>    |
|  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス事業所</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援事業所</li> <li>・保育所等訪問支援事業所</li> <li>・障害児相談支援事業所</li> <li>・こども家庭センター</li> <li>・里親支援センター</li> <li>・社会的養護自立支援拠点事業所</li> <li>・妊産婦等生活援助事業所</li> <li>・児童育成支援拠点事業</li> <li>・子育て短期支援事業専用施設</li> </ul> |
| <b>②耐震化等整備</b>   |   |   |
| 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。 | 大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備                                   |   |

※下線の施設・事業を対象に追加

## 3 実施主体等

【設置主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】定額（原則国1/2相当、児童館は原則1/3相当）

令和5年度補正予算

児童福祉施設等災害復旧費補助金 : 14億円

児童福祉施設等設備災害復旧費補助金 : 4.5億円

## 1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設及び設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

※ 令和5年度のこども家庭庁創設に伴い、厚生労働省で所管していた児童福祉施設等の災害復旧費については、障害児施設等とともにこども家庭庁に移管し、認定こども園の幼稚園機能部分も文部科学省から移管して対象としている。

## 2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 障害児施設 等

## 3. 補助対象経費

児童福祉施設及び障害児施設等の災害復旧事業に要する経費

※ 令和5年度補正予算においては、令和5年台風13号（激甚災害指定（局激））、令和5年台風7号（激甚災害指定（局激））、令和5年台風6号、令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨（激甚災害指定（本激））等について、自治体への所要額調査等に基づき計上。

## 4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市等

## 5. 国庫補助率

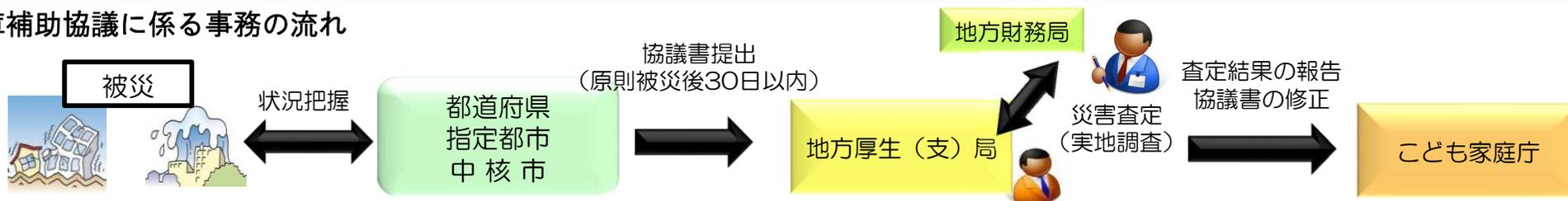
施設整備：通常（※） $1/2$  または  $1/3$  等（施設種別により異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて  $1/2 + \alpha$  または  $1/3 + \alpha$  となる。

（激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により  $1/2 \rightarrow 2/3$  または  $1/3 \rightarrow 1/2$  に嵩上げ対象とする。）

設備整備：定額（令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨等を対象）

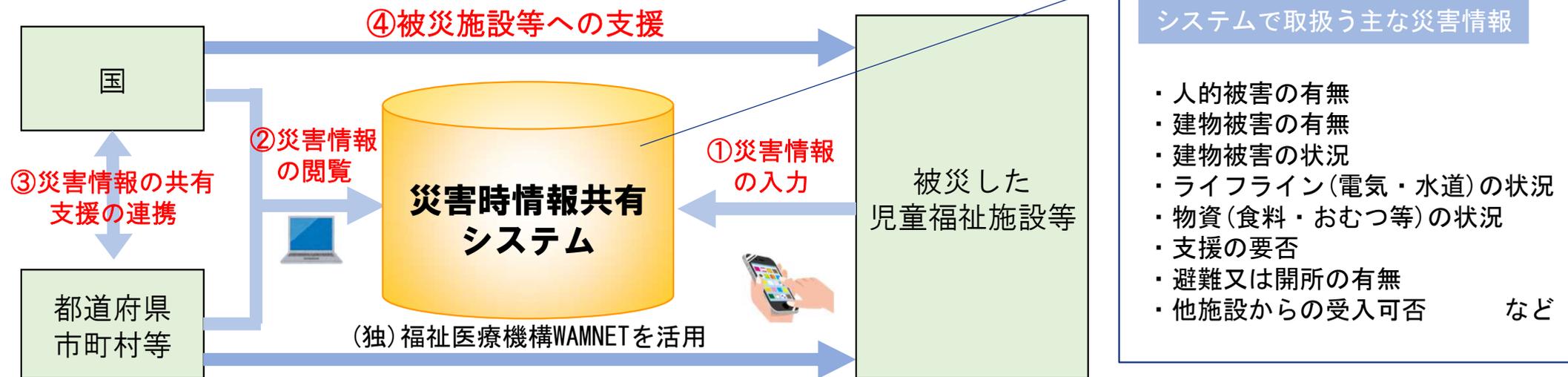
## 6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



## 1 事業の目的

災害対応機関における災害情報の共有体制の構築を図るため、「次期総合防災情報システム」との自動連携に向け、「災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H)」を活用した児童福祉施設の災害情報等の自動連携を行うための改修費用を計上する。

## 2 システムの概要・スキーム



※ 令和5年度補正予算では、こども家庭庁の「災害時情報共有システム」を他の社会福祉施設に係るシステムとともに厚生労働省の「災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H)」に自動連携するための改修費用を計上する。

## 【参考】デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和5年6月9日閣議決定) (抄)

### 第3-2 各分野における基本的な施策

#### 2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化 (2) 準公共分野のデジタル化の推進 ③ 防災

##### ア 防災デジタルプラットフォームの構築

災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームを令和7年までに構築する。このため、基本ルールの策定、中核となる次期総合防災情報システムの着実な開発・整備 (令和6年度運用開始予定)、各省庁の防災情報関係システムとの自動連携の充実、地方公共団体及び指定公共機関との連携の充実に取り組む。

##### エ 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築

SIP 第2期において作成された「災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H)」については、被災市町村の保健・医療・福祉に関する情報を自動で収集し、解析、マッピングによる視覚化等を行い、被災都道府県、市町村における災害対応に活用されている。令和6年度には、本システムの運用の改善を図り、災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築を図る。

令和5年度補正予算

42億円

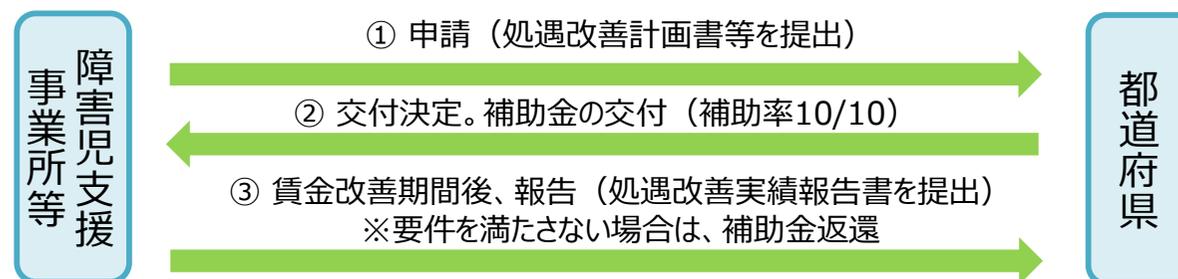
## 1 事業の目的

春闘における賃上げに対し、介護業界の賃上げが低水準であることを踏まえ、必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害福祉職員の更なる処遇改善を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に上乗せする形で、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

- 対象期間 令和6年2月～5月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）
- 補助金額 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- 対象職種 福祉・介護職員（事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。）



※上記のほか、補助金の申請・支払い等の事務に対応するため、都道府県の事務費等を確保

## 3 実施主体等

都道府県

## 4 補助率

国 10/10

令和5年度補正予算

3.2億円

## 1 事業の目的

- 障害児入所施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う（措置費に限る）。

## 2 事業の概要

- 障害児施設措置費の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って障害児施設措置費の引上げ等を行う。

（参考）令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる（4.4月→4.5月）

## 3 実施主体等

【対象】 障害児入所施設、障害児通所支援事業所に従事する職員

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】 ○国 1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市 1 / 2

○国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

## 1 事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども政策DX※を推進する（※脚注：母子健康手帳のデジタル化などを含む。）」とされている。
- 母子保健デジタル化については、令和5年度にデジタル庁において、国民、医療機関、自治体の情報連携基盤となるPublic Medical Hub（PMH）を開発し、先行的な実証事業が開始された。令和4年度補正予算事業では、PMHを活用した母子保健情報（妊婦・乳幼児健診情報）の連携に係るシステム等の業務要件定義（※）を実施した。また、情報連携の実証を目的として、業務要件定義を踏まえたシステム等の改修、及び、住民、医療機関、自治体等における妊婦・乳幼児健診情報の連携に係る実証を、複数の自治体で実施しているところ。
- 本事業では、PMHを活用した母子保健情報の更なる連携に係る業務要件定義等の母子保健のデジタル化の推進を目的とする。具体的には、令和4年度補正予算事業で得られた知見等を踏まえ、対象となる母子保健事業の範囲の拡大（産婦健診など）や、電子カルテとの連携等の医療機関業務に係る機能追加、里帰り出産への対応等について業務要件定義及び実証等を行う。（※）システム等の開発において、実装すべき機能や満たすべき性能などの要件を明確にしていく作業。

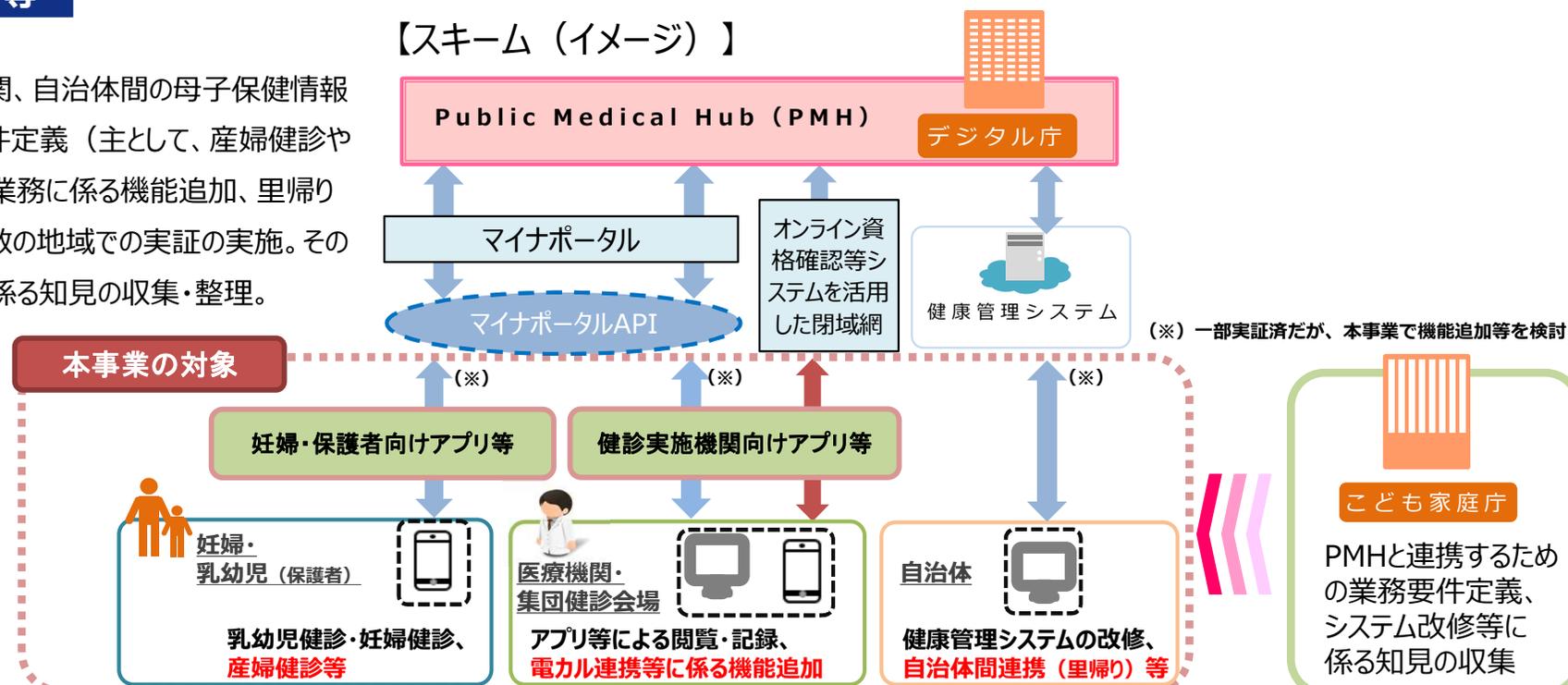
## 2 事業の概要・スキーム等

### 【成果物】

PMHを活用した、住民、医療機関、自治体間の母子保健情報の連携に係るシステム等の業務要件定義（主として、産婦健診や電子カルテとの連携等の医療機関業務に係る機能追加、里帰り出産への対応等に係るもの）。複数の地域での実証の実施。その他母子保健のデジタル化の推進に係る知見の収集・整理。

### 【実施主体】

民間団体



赤字および赤矢印：本事業で新たに実施する予定

## 1 事業の目的

- 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）において、「公費負担医療及び地方単独医療費助成への、オンライン資格確認等システムの対応拡大については、2023年度中に調査研究及び希望する自治体における事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全国展開をしていく。」とされている。
- 公費負担医療のオンライン資格確認の導入に関して、デジタル庁を中心に実証事業が行われているところであり、未熟児養育医療等についても先行実施の対象とし、必要な検討を行うための費用を計上する。

## 2 事業の概要等

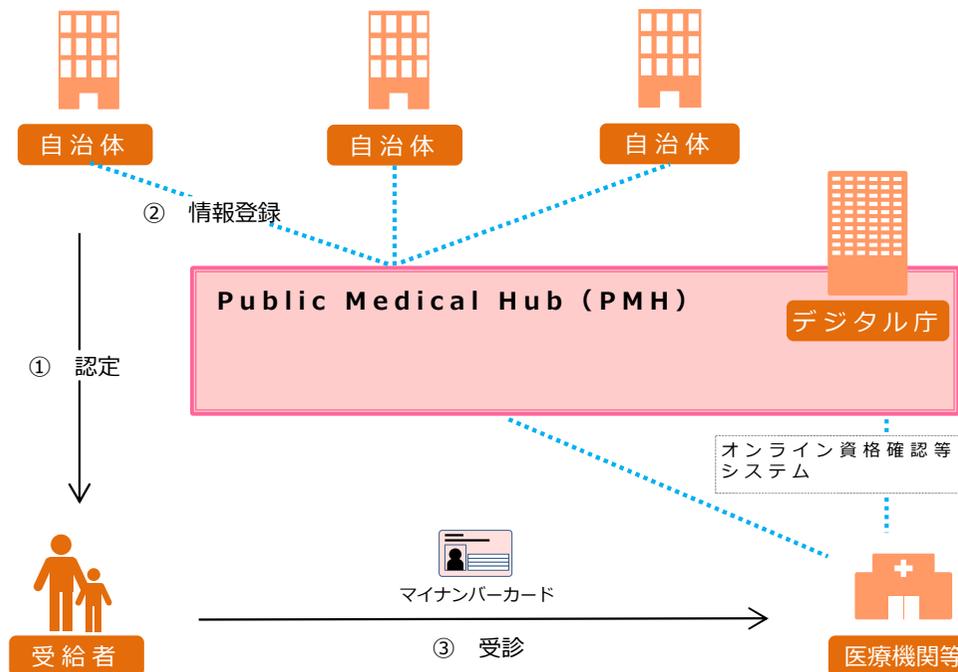
### 【事業概要】

デジタル庁を中心に行われている実証事業の動向等を踏まえ、公費負担医療（未熟児養育医療等）に関して、PMHと連携するためのシステム要件定義の整理、システム要件定義に基づいたシステム改修等の実証を行い、PMHとの連携に向けた検討を行う。

### 【実施主体】

民間団体

### 【イメージ図】



こども家庭庁  
公費負担医療（未熟児養育医療等）に関して、PMHと連携するためのシステム要件定義等を行う実証研究を実施。

## 1 事業の概要・スキーム

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務、**実費徴収等のキャッシュレス決済**）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。**
- (8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。**

## 2 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体

【補助基準額】 (1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：**110万円**）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）**

(4) 翻訳機等の購入 1施設当たり：150千円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：200千円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(7) 1自治体当たり：5,000千円 (4) 1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和3年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円

**(7) 医療的ケア児を受入れる保育所におけるICT機器導入 1施設当たり 200千円**

【補助割合】

(1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 **(\*) 国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4**

(2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 **(\*) 国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4**

(3) (7)国：1/2、市区町村：1/2 (4)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

**※(7)について、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3**

(4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

**(7) 国：1/2、市区町村：1/2**

**(8) 国：定額**

※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2 **(\*) 国：2/3、自治体：1/3**  
 ( (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

**(\*) 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ**

## 1 事業の目的

- 地域子ども・子育て支援事業において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業内容】

#### (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入

- ・ 地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- ・ また、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

#### (2) 翻訳機等の購入

- ・ 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

### 【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く）

## 3 実施主体

市町村（市町村が認めた者に委託可）

## 4 補助率

### 【補助率】

国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

### 【補助基準額（案）】

- (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 . . . . . 1か所当たり 500,000円
- (2) 翻訳機等の購入 . . . . . 1か所当たり 150,000円

## 活用イメージ

### 放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）



### 地域子育て支援拠点事業におけるICT化の取組事例

（オンラインを活用した子育てひろばの事例）



## 1 事業の目的

児童相談所等の業務範囲は多岐に亘り、職員の業務負担は年々増大しているため、児童相談所等における業務の見直しを行い、職員が中核的な業務に注力できるよう業務負担の軽減を図ることが重要である。児童相談所等における主要な業務プロセス毎に所要時間やICT化の現状について実態を把握（※）したうえで、デジタル技術の導入によるシステムの高度化やICT化等を進め、業務改善を図る。

※ 児童相談所等におけるICT化の現状等については、今後実態調査を実施予定。なお、児童養護施設等におけるICT化の現状等の把握については、「児童養護施設等のICT化による効果的な事務処理のための調査研究」を今年度実施しているところ。

### (1) 児童相談所業務効率化促進事業

児童相談所等において、更なる業務効率化を図るためデジタル技術を導入し、システムの高度化等を進め、業務改善を図る。

### (2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行い、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

### (3) 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進することを通じて、業務負担の軽減を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 児童相談所業務効率化促進事業

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

#### ① 児童相談所（都道府県等）

・一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）

（※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。

・電話・会議の文字起こし

・外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等） 等

#### ② こども家庭センター（市区町村）

・母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧・共有

・情報の共有を通じた、母子保健と児童福祉の業務連携 等

### (2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

児童相談所・警察署等における情報共有できるシステム構築するための費用について補助を行う。

### (3) 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

## 3 実施主体等

### (1) 児童相談所業務効率化促進事業

- 【実施主体】 ①児童相談所（都道府県等）  
都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。）
- ②こども家庭センター（市区町村）  
市区町村
- 【補助割合】 ①児童相談所（都道府県等）  
国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2
- ②こども家庭センター（市区町村）  
国：1／2、市区町村：1／2

### (2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

- 【実施主体】 ①警察署等への端末整備 都道府県
- ②児童相談所システム改修 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 ①警察署等への端末整備 国：1／2（都道府県：1／2）
- ②児童相談所システム改修 国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）

### (3) 児童相談所等におけるICT化推進事業

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円
- 【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村（こども家庭センターを含む）  
国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1／2）
- ii. 上記以外  
国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／4、事業者：1／4）  
国：1／2（都道府県：1／8、市及び福祉事務所設置町村：1／8、事業者：1／4）
- ※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、  
国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2）  
国：1／2（都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4）

## 1 事業の目的

- 児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている（※）。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。  
 （※）令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるAI・ICT等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。
- また、改正児童福祉法において、市町村は令和6年度からこども家庭センターを創設することが努力義務となっており、当該センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備することとなるが、母子保健と児童福祉の分野横断的に支援する必要があることから、ケース記録の共有等を通じ、その相互連携を図る必要がある。
- このような、情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所やこども家庭センターの業務の改善を図る。
- 令和6年度においては、まず調査研究で児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、児童相談所等における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のDXを推進する。

## 2 事業の概要・スキーム

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

### ① 児童相談所（都道府県等）

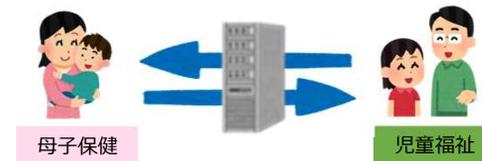
- ・ 一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）

（※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。

- ・ 電話・会議の文字起こし
- ・ 外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等） 等

### ② こども家庭センター（市区町村）

- ・ 母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧・共有
- ・ 情報の共有を通じた、母子保健と児童福祉の業務連携 等



## 3 実施主体等

### 【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。）      ② 市区町村

### 【補助割合】

- ① 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2      ② 国：1／2、市区町村：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算：3.5億円

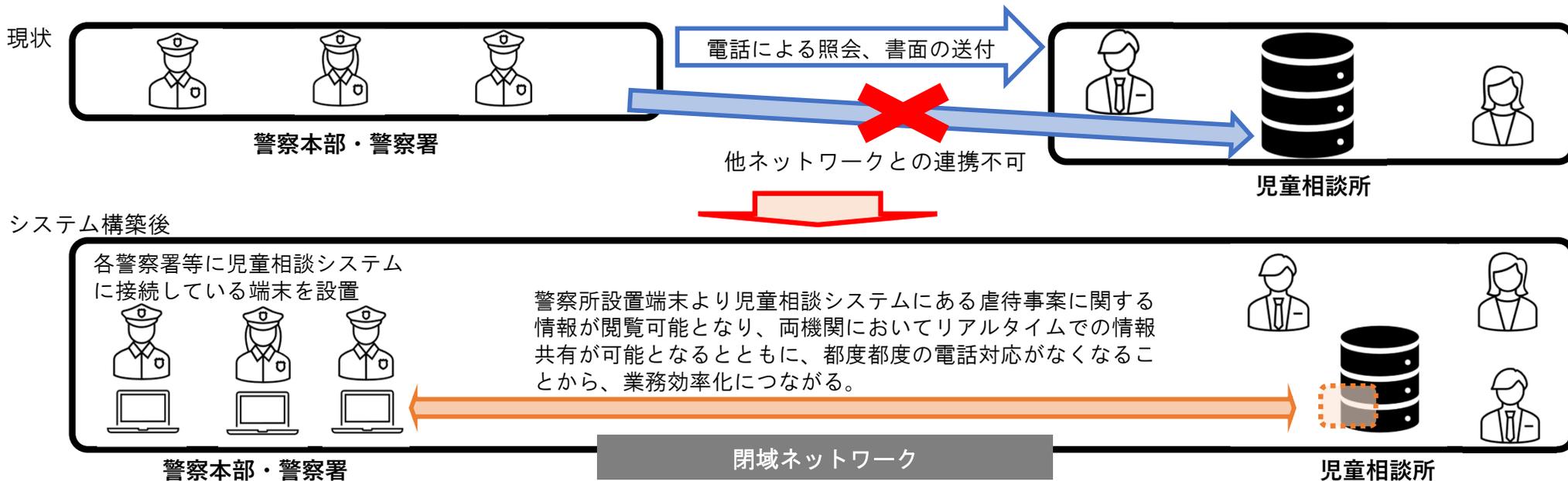
## 1 事業の目的

児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行い、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

## 2 事業の概要・スキーム

児童相談所・警察署等における情報共有できるシステム構築するための費用について補助を行う。

- ① 警察署等への端末整備  
警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認できるようにする。
- ② 児童相談所システム改修  
児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能（例：児童通告書）を追加する。



## 3 実施主体等

- |        |              |                               |
|--------|--------------|-------------------------------|
| 【実施主体】 | ①警察署等への端末整備  | 都道府県                          |
|        | ②児童相談所システム改修 | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市            |
| 【補助割合】 | ①警察署等への端末整備  | 国：1／2（都道府県：1／2）               |
|        | ②児童相談所システム改修 | 国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2） |

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算：4.1億円

## 1 事業の目的

児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進することを通じて、業務負担の軽減を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

児童相談所等（※）におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

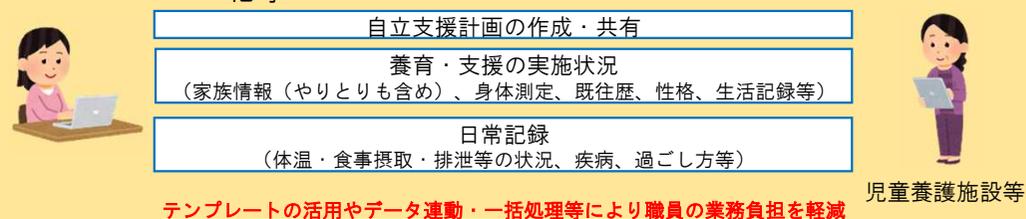
- （活用例1）①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等
- （活用例2）職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村（こども家庭センターを含む）、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

（活用例1）ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等



（活用例2）タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円

【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村（こども家庭センターを含む）

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2）

ii. 上記以外

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）

国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>  
令和5年度補正予算：3.6億円

## 1 事業の目的

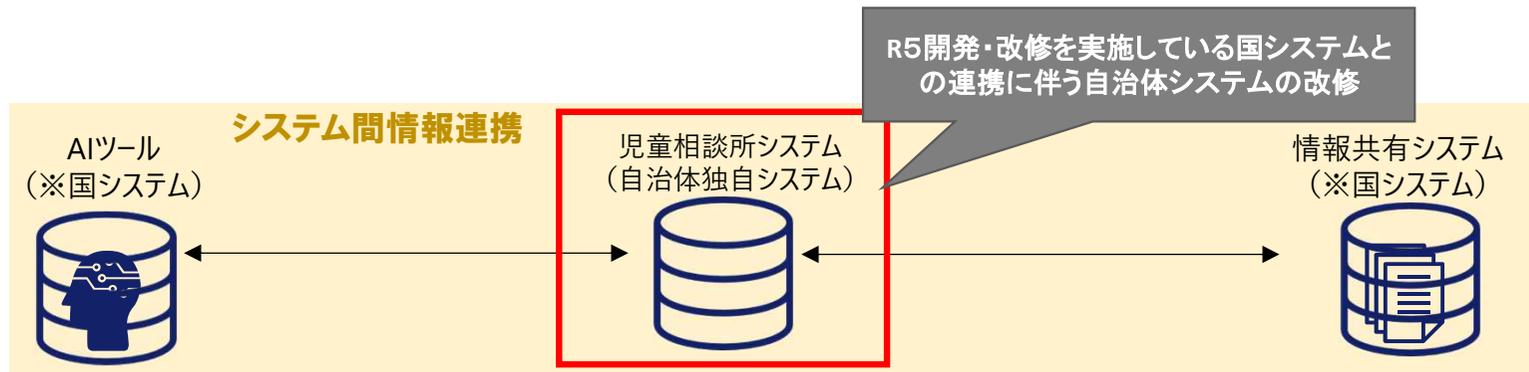
- 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを構築する。

## 2 事業の概要・スキーム

児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修等経費を補助する。

- ✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



## 3 実施主体等

### 【補助基準額】

- ①一時保護の判断に資するAIツールに係る改修 自治体1か所当たり（※1）：19,250千円
- ②要保護児童等情報共有システムに係る改修 自治体1か所当たり（※2）：7,700千円

※1 対象は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市

※2 対象は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村

都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2

# 児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム

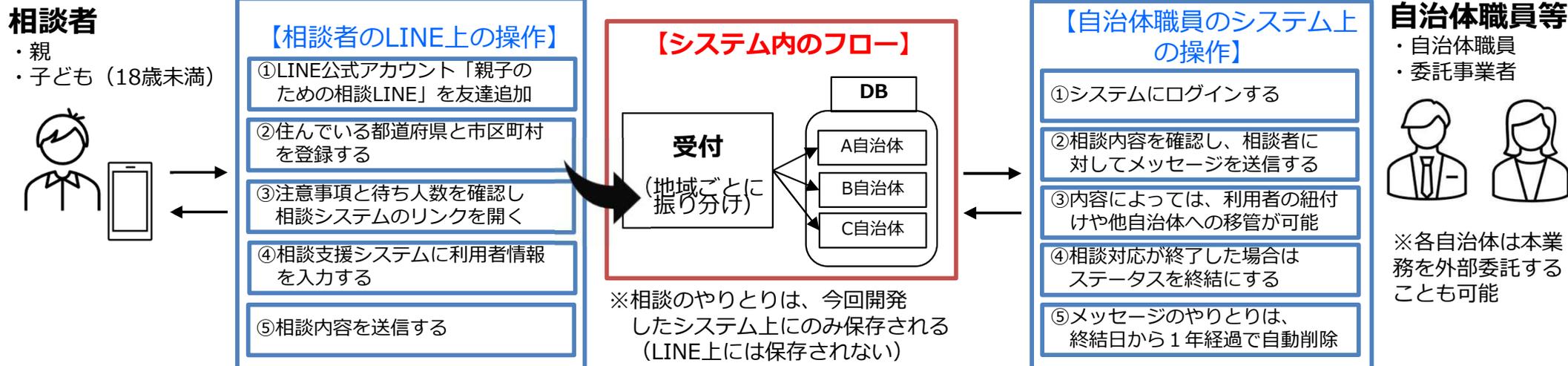
支援局 虐待防止対策課

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費  
令和5年度補正予算：2.4億円（デジタル庁一括計上予算）

## 1 事業の目的

- 児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）

## 2 事業の概要・スキーム



(※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

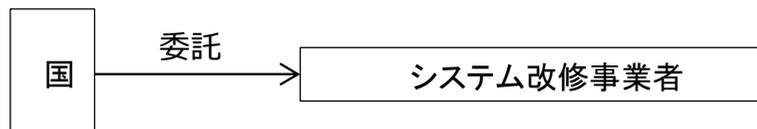
### <拡充内容>

- 本システム運用開始後の傾向として、児童相談所が対応できない**夜間・休日等の相談が多くなっている**。特に虐待ケース等でこどもからの緊急を要する相談が寄せられることも想定されており、**相談したときにすぐに繋がることができ、切れ目ない相談支援を実施**する必要があることから、受付時間外でも対応可能な**チャットボットを活用した簡易的な返信機能を追加**する。
- その他の改修として、以下の改修を実施予定。
  - ・自治体独自で活用しているSNS相談システムの分析等を行い、**不足している機能等について本システムに実装**
  - ・自治体職員等の業務効率化のため、**相談回答の定型文利用や相談種別選択機能を実装する**。（ユーザビリティの向上）
  - ・本システムに係るこども家庭庁や運用保守業者からの連絡事項について、**お知らせ表示が可能な画面を実装する**。（現在はメール等のシステム外で対応）

## 3 実施主体等

### 【資金の流れ】

【実施主体】民間事業者  
【補助率】国：10/10



# 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

4.7億円

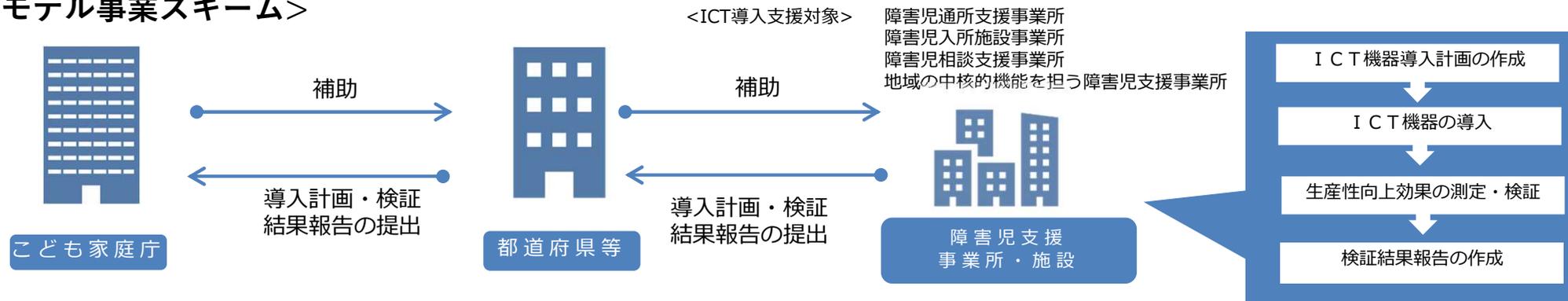
## 1 事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供することができるよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT導入に係るモデル事業を実施する。
- また、地域の中核的機能を担う障害児支援事業所（児童発達支援センター等）が行う地域の事業所等との連携・調整のオンライン化のための環境の整備に要するタブレットやWi-Fi機器等の購入費用の補助を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- モデル事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を以下のスキームにより測定・検証のうえ国に報告する。

### <モデル事業スキーム>



## 3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市

## 4 補助率

- 事業所に対する導入支援：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
- 事業所に対する研修：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

## 5 拡充内容

- 業務効率化の早期達成及び職員の業務負担軽減を可能とするため、障害児支援事業所等におけるICT機器等の導入に係る経費を要求する。
- 地域の障害児支援の中核的機能を担う児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備に係る費用の補助枠を創設する。

# こども政策DXの実現に向けた実証事業

長官官房 総務課 (※2③のみ成育局 保育政策課)

令和5年度補正予算：10億円

## 1 事業の目的

- 地方自治体や子育て関連事業者等が行政手続や事務処理等のデジタル化・ICT化や生成AIの利用等を効果的に進められるよう、こども政策DXに係るモデル事業等を短期集中で実施し、効果や課題、留意点等をまとめた報告書やガイドライン等を作成し、横展開を図る。また、特に手続負担や業務負担が大きいとされる保育現場でのDXについて、デジタル行財政改革の積極的な推進の観点から、取組の具体化に向けた調査研究を実施する。これらによりこどもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図り、「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業内容】

#### ① こども政策DXモデル事業の実施

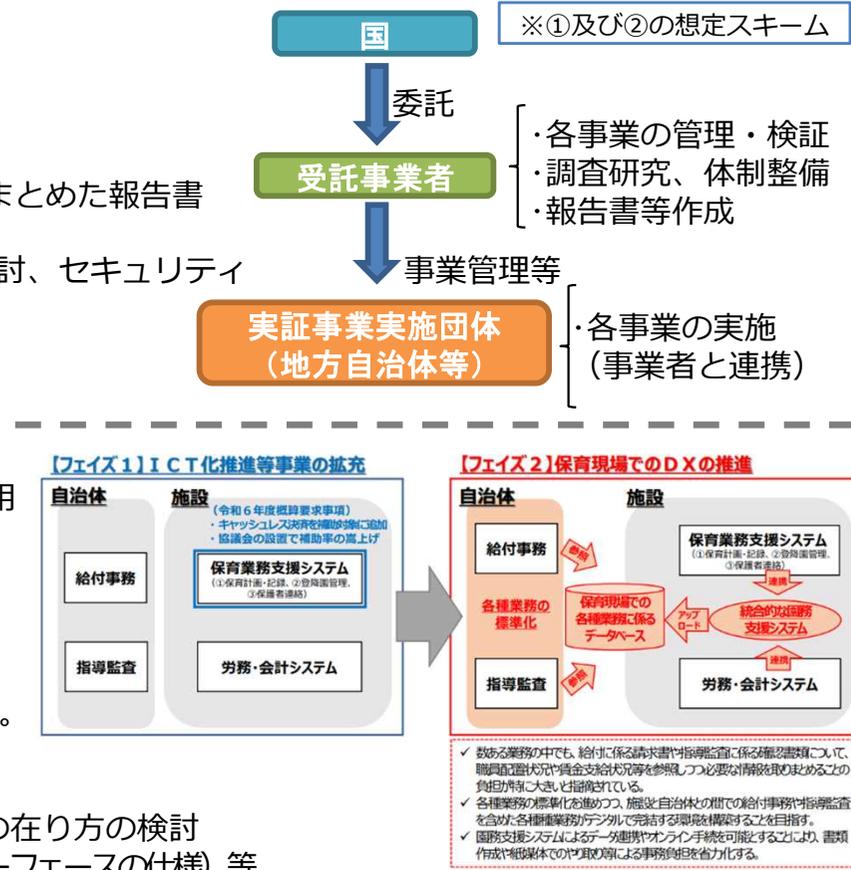
- ・地方自治体や保育施設等において、行政手続や事務処理等のDXの取組を実証的に行う。
- ・出生窓口、保育実務、母子保健等の幅広い領域で実施。
- ・有識者検討会を開催しながら各事業の効果や課題、留意点等を整理・検証し、これらをまとめた報告書等を作成し、横展開することで全国の地方自治体等のこども政策DXの取組を推進。
- ・実証事業等を踏まえ国で行うべきシステム開発等に係るDX戦略・人材育成、仕様書等検討、セキュリティ対策等もあわせて行う。

#### ② こども・子育て分野における生成AI利用に係る調査研究

- ・地方自治体や保育施設等において、生成AIを利用した取組を実証的に行う。
  - ・保育、母子保健、安全対策、伴走型相談支援等の幅広い業務で実施。
  - ・有識者検討会を開催しながら各事業の効果や課題、留意点等を整理・検証し、生成AI利用のガイドライン等を作成することで全国の地方自治体等の適切な生成AI利用を進める。
- ※[生成AI利用の想定場面例] 住民からの子育て相談や問合せ対応、広報文等作成・マニュアル等改定  
保育時における画像生成AI等利用、保育施設等における研修資料作成、園周辺の安全対策案の策定等

#### ③ 保育現場でのDXの推進に向けた調査研究事業

- ・有識者や関係者（地方自治体、保育施設、ベンダー等）の参画を得て、以下の調査研究を行う。
- (1) 地方自治体において行う給付事務・監査事務の実態把握
- (2) 保育施設等において行う保育業務・管理運営業務の実態把握
- (3) (1)(2)の事務の標準化・デジタル化の検討及びそのために必要な共通データベースの在り方の検討  
(データベースの構築主体、各種ICTツールとのデータ連携を可能とする標準規格、ユーザーインターフェースの仕様) 等



## 3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

令和5年度補正予算：1.0億円

## 1 事業の目的

- 地方自治体や子育て関連事業者等がこども政策DXや業務のデジタル化・ICT化を効果的に進められるよう、高度な専門性や人的資源を豊富に有する質の高い事業者を選定できる場を提供するため、「こども政策DX見本市」を開催する。見本市の開催により、先進事例等の効率的な横展開を進めるとともに、こども・子育て分野におけるデジタル技術・サービスを提供する事業者と地方自治体等との協働・連携を推進し、こどもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図ることを通じ、「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業内容】

#### ①こども政策DX見本市の開催

- ・ こども・子育て分野におけるデジタル技術・サービスを提供する事業者がそれぞれが提供する技術・サービスを出展し、こども・子育て分野におけるDXの取組を進めようとする地方自治体や子育て関連事業者等とのマッチングのための見本市を開催する。
- ・ 見本市では先進事例等の紹介やセミナーも実施し、地方自治体や子育て関連事業者等のDXの取組を支援する。
- ・ 開催は東京・大阪等の首都圏での開催（2～3日程度）を想定。
- ・ 遠方からでも参加できるようオンラインとのハイブリッド開催や、専用HPでの展示内容閲覧も可能とする。

#### ②事例集（カタログ）の作成

- ・ こども政策DX見本市の開催後に、出展事業者の取組内容をまとめた事例集（カタログ）を作成し、地方自治体等の取組に資するよう広く横展開を図る。

※見本市開催イメージ



## 3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

令和5年度補正予算：1.0億円

## 1. 施策の目的

- 教育、保育等を提供する場におけるこどもの安全・安心の確保は重要な課題である。
- こどもの安全・安心を確保する上で、こどもに対する性犯罪の被害は、被害を受けたこどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることから、その防止を徹底するとともに、万が一被害が生じた場合には、これを早期に発見し、その被害を受けたこどもを保護することが必要不可欠である。
- 教育、保育等を提供する場における性被害の防止等の取組としては、(例えば、教員等と児童を1対1にしないこと、管理運営体制を整備すること、早期に兆候を把握するために相談窓口を設けるほかアンケート等の実施をすること等が考えられるが、)現状、教育、保育等を提供する場の一部分について、その所管部局において事業者向けの手引き等が作成されているものもあるものの、横断的に整理したものは存在せず、どのような取組があり、どのような場合に有用となり得るか等の情報が不足していることが課題である。
- さらに、有用な取組を把握した場合には、これを積極的に横展開し、周知・啓発することが必要である。

## 2. 施策の内容

- 教育、保育等を提供する業界における既存の取組事例・課題等の把握、有用な手法の整理・分析等を行い、教育、保育等を提供する業界における性被害の防止等の取組を横断的に促進するための指針のひな型を作成する。
- これとあわせて、優良な取組事例等については、これを横展開、周知・啓発するためのコンテンツの作成、広報等を検討・実施する。

## 3. 実施主体等

- ・ 実施主体：国(委託)

## 1. 施策の目的

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

## 2. 施策の内容

### 【対象施設】

※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

※地域子ども・子育て支援事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、児童厚生施設、市町村子ども家庭総合支援拠点 等

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助割合】 国 1 / 2、都道府県等、1 / 4、事業者 1 / 4

【補助基準額】 1施設あたり 100千円

# 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証

支援局 総務課

令和5年度補正予算：4.1億円

## 1. 施策の目的

いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。なお、文部科学省の最新の調査では、いじめの認知件数・重大事態件数は引き続き過去最多を更新しており、令和5年度から開始した本取組について、さらに成果を求めるテーマ・課題を整理の上追加し、思い切った対策を早急に講じていく必要がある。

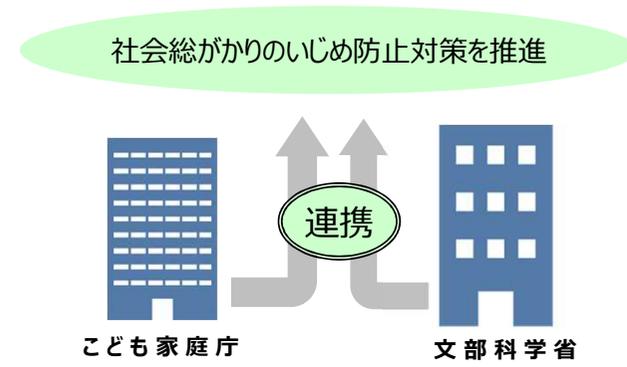
## 2. 施策の内容

### ①実証地域での開発・実証【自治体(首長部局)対象】

自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほか、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

### 【令和5年度補正事業での開発・実証イメージ】

- 相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- いじめの認知件数・重大事態件数が大幅に増加していることや、複雑・困難な事案も生じていることを踏まえれば、よりきめ細かく多様なテーマを設定し、モデルを構築する必要があるため、以下のテーマ等に重点的に取り組む。
  - ✓ 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築（認知時の情報共有、指導者等への研修など）
  - ✓ 独立性の高い組織等による、より第三者性を高めた相談・解決体制の構築
  - ✓ 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築（首長部局側が提供する適切な支援者が被害児童生徒・保護者の思いの整理や、教育委員会等との調整にあたるなど）



いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

### ②実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等【民間団体対象】

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援及び重大事態の報告書分析を通じた運用改善策等の検討（民間団体等に委託）

## 3. 実施主体・補助率等

- |                    |        |             |
|--------------------|--------|-------------|
| ①実証地域（首長部局）での開発・実証 | 【委託先】  | 都道府県、市区町村   |
|                    | 【補助率等】 | 委託費（国10/10） |
| ②実証地域への専門的助言や効果検証等 | 【委託先】  | 民間団体等（1団体）  |
|                    | 【補助率等】 | 委託費（国10/10） |

| ①実証地域 | R5当初予算      | R5補正予算      |
|-------|-------------|-------------|
| 予算箇所数 | 8か所         | 35か所        |
| 補助率等  | 委託費（国10/10） | 委託費（国10/10） |

\* 委託事業としては、令和7年度を目途に終了させる想定 58